

大田市告示第124号

大田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年大田市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月13日

大田市長 楫野弘和

第1条中「令和4年5月24日付子発0524第2号」を「令和4年6月13日付子発0613第2号」に改める。

第2条第1項第1号オを次のように改める。

オ 高校生等を養育する者

アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するもの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

第2条第1項第1号に次のように加える。

カ 政令で定める額以上の収入がある養育者

アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有する者又は同年4月1日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

附 則

この告示は、令和4年6月13日から施行し、令和4年6月6日から適用する。